

地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：雲南市

1 地域活性化総合特別区域の名称

たたらの里山再生特区（中山間地域における里山を活用した市民による地域再生の挑戦）

2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 総合特区の目指す目標

世界が直面する食料や環境・エネルギーの課題に対応し、国土の保全、水源涵養、景観形成、伝統文化の継承、コミュニティの持続等、中山間地域が抱える重要課題の解決を図るため、地域全体で里山を再生することを目標とする。

解説：

「たたらの里山」が持つ本来の機能を、今一度、地域・市民総がかりで活用することで、国土保全、食料、水、エネルギーの供給といった現代的な課題に対応し、地域内自給力を高め、経済的にも自立度を高めることとする。

森林資源をはじめとする再生可能エネルギーの活用の拡大、農商工連携による戦略的な6次産業化の推進による「地産地消」「地産都商」の強化、住民自治を主体的に担う団体が分野横断的に統合的に取り組む小規模多機能型の地域経営の展開により、地域と市民、企業が自らの手で活路を開き、中山間地域で生きることの豊かさを実感し、自立していく。これは、全国に向けた中山間地域の課題の解決と我が国の人々の「生き方」の一つの提案でもある。

② 評価指標及び数値目標

評価指標（1）：人口の社会動態（転入から転出を減じた人数）

数値目標（1）：▲222人（H26年度末）→73人（H32年度末）

評価指標（2）：まちづくり活動に参画する市民の割合

数値目標（2）：66.9%（H26年度末）→76.0%（H32年度末）

評価指標（3）：市民参加型林地残材搬出量（年間）

数値目標（3）：1,215 t（H26年度末）→1,500 t（H32年度末）

評価指標（4）：コミュニティビジネス売上高（30団体平均／年間）

数値目標（4）：1,770千円（H26年度末）→2,000千円（H32年度末）

3 特定地域活性化事業の名称

中山間地域が抱える重要課題の解決を図るため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、①里山のエネルギー利用の推進、②里山の食料供給機能の復活、③里山の小規模多機能自治への挑戦に係る取組を行っていく。

里山のエネルギー利用の推進（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4）

里山の食料供給機能の復活（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4）

4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

i) 一般地域活性化事業について

なし

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置（別紙2-8）

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

・森林法第34条の当該保安林の指定施業要件に係る伐採の特例措置

保安林の機能の維持又は強化を図るために過密、生育不良、病害などの理由により改良することが必要であり、かつ、当該改良のためにする伐採が当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められるときは、指定施業要件に伐採の特例を設けることにより、現行の指定施業要件にかかわらず、標準伐期齢未満の立木の伐採や、択伐指定である保安林での皆伐の実施、1箇所当たりの皆伐面積の限度を超えた伐採等の対応が現行の制度においても可能という見解が示された。

今後は、上記見解を踏まえ、島根県と現行制度による取組の実現に向けた検討を行い、森林バイオマスエネルギー熱供給事業、市民参加型小規模林産収集システム運営事業の推進を図っていく。

・農地法第3条第2項の農地取得に係る下限面積要件の緩和

農業への新規参入をより進めるため、設定区域内に遊休農地が相当程度存在し、かつ、設定区域及びその周辺地域の農地の効率的かつ総合的な利用に支障を生じるおそれがないと認められるときは、下限面積を10a未満に設定することができるとされており、その区域は、集落単位だけでなく地番単位の設定も可能であるという見解が示された。

その後、関係機関と現行制度による取組の実現に向けた検討を行い、平成24年11月20日の雲南市農業委員会総会において、空き家つきの農地については、1筆毎の指定（指定地番が一つの区域）として、下限面積を1aに引き下げることが決定した。

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【1/2】

1 特定地域活性化事業の名称

里山のエネルギー利用の推進（地域活性化総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

島根県農業協同組合

株式会社山陰合同銀行

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

当該総合特区内において「里山のエネルギー利用の推進」に資する取組の円滑な実施を図るため、指定金融機関が取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

「里山のエネルギー利用の推進」については、市、民間企業及び市民が一体となって、森林資源をはじめとするバイオマスエネルギーを供給し、地域内経済循環を創造しながら、持続可能なシステムの構築を図るとともに、総合的に再生可能エネルギーの活用の拡大に向けて取り組むものであり、当該総合特区の政策課題である「里山のエネルギー供給機能の消失」と整合している。

b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第1号 農林漁業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業

第3号 地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【2/2】

1 特定地域活性化事業の名称

里山の食料供給機能の復活（地域活性化総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

島根県農業協同組合

株式会社山陰合同銀行

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

当該総合特区内において「里山の食料供給機能の復活」に資する取組の円滑な実施を図るため、指定金融機関が取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

「里山の食料供給機能の復活」については、集落営農組織化・法人化による農業の生産性の維持・向上、エコファーマーの育成、低肥料・低農薬栽培により環境にやさしく経済的な農業を推進するほか、耕作放棄地・里山周辺農地における鳥獣被害の少ないスパイス類（唐辛子・山椒・ニンニク・生姜・山葵）の栽培、里山放牧、野生鳥獣肉・特用林産物の利活用に取り組み、農商工連携による戦略的な6次産業化を進め、農産加工品の商品開発研究や農畜産物の販売及び販路拡大に向けた「地産地消」「地産都商」の強化を図るものであり、当該総合特区の政策課題である「里山の食料供給機能の低下」と整合している。

b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第1号 農林漁業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業

第4号 新商品、新技術又は新たな役務の開発、起業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の拡大に資するもの。

別紙 2 - 8 <地域において講ずる措置>

1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ① 里山のエネルギー利用の推進
 - ・太陽光発電機器導入補助事業（H17年度より措置）
 - ・森林整備地域活動支援交付金（H19年度より措置）
 - ・バイオマス関連整備事業（H23年度より措置）
 - ・木材利用促進事業補助金（H23年度より措置）
 - ・森林バイオマスエネルギー事業（H24年度より措置）
 - ・市民参加型収集運搬システム運営事業（H24年度より措置）
 - ・森林バイオマス推進事業補助金（H25年度より措置）
 - ・山村活性化支援交付金（H27年度より措置）
- ② 里山の食料供給機能の復活
 - ・畜産支援事業（H16年度より措置）
 - ・農作物獣被害対策補助事業（H16年度より措置）
 - ・農商工連携促進事業（H17年度より措置）
 - ・農業担い手育成支援事業交付金（H24年度より措置）
- ③ 里山の小規模多機能自治の推進
 - ・雲南市観光協会運営補助事業（H17年度より措置）
 - ・空き家改修事業（H21年度より措置）
 - ・菅谷たたら山内活用補助事業（H23年度より措置）
 - ・想いをカタチに市民活動協働促進事業補助事業（H24年度より措置）
 - ・地域づくり活動等交付金（H24年度より措置）
 - ・雲南市U I ターン促進空き家リフォーム事業（H24年度より措置）

2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

- ・農業労働災害共済事業（H16年度より設定）
- ・「農地付き空き家」活用制度（H24年度より設定）

3. 地方公共団体等における体制の強化

- ・雲南市産業振興センター設立（H17年11月 / 人員5名）※H28年4月1日現在 / 人員9名
- ・森林バイオマスグループ設置（H24年4月 / 人員3名）

4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

なし

別添6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	たたらの里山再生プロジェクト推進地域協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月2日
地域協議会の構成員	<p>大原森林組合 飯石森林組合 株式会社田部 山陰丸和林業株式会社 加茂事業所 株式会社中澤建設 森下建設株式会社 株式会社エブリプラン 島根三洋電機株式会社 合同会社グリーンパワーうんなん 木次乳業有限会社 株式会社吉田ふるさと村 島根県農業協同組合雲南地区本部 雲南市商工会 雲南市農商工連携協議会 公益財団法人鉄の歴史村地域振興事業団 株式会社キラキラ雲南 NPO法人インフォメーションセンター 一般社団法人雲南市観光協会 雲南市ふるさと定住推進協議会 株式会社山陰合同銀行 国立大学法人島根大学 早稲田大学理工学部 古谷誠章研究室 島根県中山間地域研究センター 雲南市地域自主組織連絡協議会 雲南市教育委員会 雲南市</p>
協議を行った日	<p>(第1回) 平成23年9月2日 協議会を開催 (第2回) 平成23年9月28日 協議会を開催</p>

	<p>(第3回) 平成24年1月30日 協議会を開催</p> <p>(第4回) 平成24年6月13日 協議会を開催(書面協議)</p> <p>(第5回) 平成25年2月15日 協議会を開催(書面決議)</p> <p>(第6回) 平成28年1月29日 協議会を開催(書面決議)</p> <p>このほか、取組毎に実務担当者による協議を実施。</p>
協議会の意見の概要	<p>(第1回)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. エネルギー活用を食料供給機能の復活とつなげられないか。 2. 保安林がネックになっていることが様々ある。権限委譲を進めて欲しい。 <p>(第2回)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民運動体の拡充に向けた取組を実施すべきである。 <p>(第3回)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 既設の特例措置等の有効活用や推進体制の強化を図るべきである。 <p>(第4回)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域活性化総合特別区域計画認定申請書(案)について了承。 <p>(第5回)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域活性化総合特別区域計画の変更(案)について了承。 <p>(第6回)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域活性化総合特別区域新計画案(概要版)について了承。
意見に対する対応	<p>(第1回)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ビニールハウスでの小規模ボイラー活用や焼却灰の農業利用などの可能性についても検討を進める。 2. 実情を把握し、指定申請にあわせて提案を行う。 <p>(第2回)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. バイオマスフォーラムをはじめ、市民向けの普及啓発事業を行う。 <p>(第3回)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域活性化総合特区支援利子補給金制度の活用をはじめとする検討を行う。推進体制についても検討を行う。 <p>(第4回)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成24年6月14日付けで、認定申請を行う。 <p>(第5回)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成25年2月15日付けで、変更の報告を行う。

(第6回)

1. 平成28年4月28日付けで、計画の変更の認定申請を行う。